

平成29年3月12日から

# 準中型免許が新設されます

これから免許を取る人、  
トラックの運転をしたい人

**準中型  
免許誕生**  
運転免許の種類が  
変わります

車両総重量		3.5トン	7.5トン	11トン
普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車	
普通免許	<b>準中型免許</b>	中型免許	大型免許	
18歳以上		20歳以上 普通免許等保有通算2年以上	21歳以上 普通免許等保有通算3年以上	

## 準中型免許とは…

普通免許と中型免許の中間に位置する免許です。

- ➔最大積載量4.5 t 未満の車
- ➔車両総重量が7.5 t 未満で、かつ乗車定員10人以下の車が運転できる免許です。

準中型免許の受験資格は18歳以上です。

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 今までの免許はどうなるの？



**改正前の普通免許又は中型免許を受けている方は、改正後も同じ範囲の自動車を運転することができます。**

(例:改正前の普通免許は、車両総重量5トン未満及び最大積載量3トン未満の限定が付された準中型免許とみなされます。)

車両総重量		3.5トン (5トン)	7.5トン (8トン)	11トン
最大積載量	区分	普通	準中型	中型
6.5トン	大型	大型免許		
(5トン)	中型	中型免許		
4.5トン	準中型	準中型免許		
(3トン)	普通	普通免許		
2トン				

※1.平成19年6月2日以降 普通免許取得  
 ※2.平成19年6月1日以前 普通免許取得

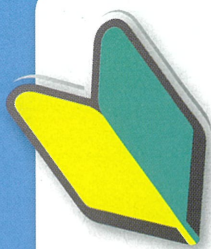
→ 8トン限定中型免許※2  
 → 5トン限定準中型免許※1

**現在運転免許を保有している方が、今回の改正に伴い運転免許証の取り換え、記載事項変更などの手続きを行う必要はありません。**

必要な変更は、**運転免許の更新時に行われます。**

(例:現在普通免許を保有している方が、改正後に運転免許の更新を行うと運転免許には、準中型免許(準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る。)と表記されることになります。)

## 準中型免許初心者とは？



**初めて準中型運転免許を取得して1年未満の方は、初心運転者標識をつけなければなりません。**

初心運転者期間中に違反をしたことにより一定の基準に該当した場合には、初心運転者講習又は再試験の対象となります。ただし、準中型免許を取得した方が、普通自動車を運転する場合又は普通免許取得後2年以上を経過して準中型免許を取得した場合には対象となりません。

## 準中型二種免許はありません。

現在普通第二種免許を保有されている方は、改正後、乗車定員10人以下で車両総重量5トン未満の条件が付された中型第二種免許とみなされます。

**交通ルールを守って事故のない運転を心がけましょう**